

専門高校に関する参考資料集

1. 専門高校について……………2

- ・高等学校及び専門高校について
- ・「専門高校」の呼称について

2. 学習指導要領について……………5

- ・学習指導要領に関する法制上の仕組み
- ・法令上定められている教育の目的・目標について
- ・学習指導要領の変遷
- ・現行高等学校学習指導要領の構造
- ・現行学習指導要領の考え方
- ・現行学習指導要領における職業教科・科目の全体構成（専門教科・科目）
- ・現行学習指導要領における目標・内容の記述（専門教科・科目）
- ・現行学習指導要領における各専門学科の改訂のポイント
- ・現行学習指導要領改訂に関するスケジュール

3. 専門高校を取り巻く現状について……………27

- ・15歳人口の推移
- ・高等学校等への進学率（推移）
- ・高校生の卒業後の進路状況（推移）
- ・2040年の就業構造推計
- ・公立学校の配置

4. 学校数、生徒数等について……………33

- ・高等学校の学校数（学科別）〔令和6年度〕
- ・高等学校の学科数の推移

- ・都道府県別 学科数〔令和6年度〕
- ・高等学校の生徒数〔令和6年度〕
- ・高等学校学科別生徒数割合の推移
- ・高等学校 学科別生徒数の推移

- ・都道府県別 生徒数〔令和6年度〕：学科別生徒数
- ・専攻科のある学校数及び生徒数〔推移〕

5. 進路状況等について……………42

- ・高等学校卒業生学科別の進路状況
- ・普通科と職業学科の卒業生の進路の推移（大学進学率）
- ・普通科と職業学科の卒業生の進路の推移（専修学校・公共職業能力開発施設等進学率）
- ・普通科と職業学科の卒業生の進路の推移（就職率）
- ・各専門学科の進路状況
- ・インターンシップの実施状況（公立高校・全日制）〔令和5年度〕
- ・専門高校における産学連携の取組状況

6. 関係施策等について……………58

- ・高等学校教育の在り方ワーキンググループ 審議まとめ（令和7年2月） 概要
- ・高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）
- ・マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）
- ・産業教育施設・設備整備について
- ・専門高校の理解を推進するための取組
- ・令和8年度概算要求について
- ・三党合意に基づきいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理（抜粋）
- ・経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）（抜粋）
- ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（抜粋）
- ・地方創生 2.0 基本構想（抜粋）

1. 専門高校について

高等学校及び専門高校について

1. 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第六章 高等学校

- 第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。
- 第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
 - 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
 - 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

2. 学校教育法施行規則（昭和二十二年省令第十一号）

第六章 高等学校

- 第八十条 高等学校の設備、編制、学科の種類その他設置に関する事項は、この節に定めるもののほか、高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）の定めるところによる。
- 第八十三条 高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動によって編成するものとする。
- 第八十四条 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。

3. 高等学校設置基準（平成十六年省令第二十号）

第二章 学科

（学科の種類）

第五条 高等学校の学科は次のとおりとする。

- 一 普通教育を主とする学科
- 二 専門教育を主とする学科
- 三 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第六条 前条第一号に定める学科は、普通科その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科とする。

2 前条第二号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

- 一 農業に関する学科
- 二 工業に関する学科
- 三 商業に関する学科
- 四 水産に関する学科
- 五 家庭に関する学科
- 六 看護に関する学科
- 七 情報に関する学科
- 八 福祉に関する学科
- 九 理数に関する学科
- 十 体育に関する学科
- 十一 音楽に関する学科
- 十二 美術に関する学科
- 十三 外国語に関する学科
- 十四 国際関係に関する学科
- 十五 その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

職業に関する学科を設置する高等学校

専門高校

3 前条第三号に定める学科は、総合学科とする。

【参考】「専門高校」の呼称について

- 学校教育法第五十条に基づき、高等学校設置基準第五条の専門教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉に関する学科を設置している高等学校（従来「職業高校」と称していたもの）を、文部省の調査研究会議報告の提言（平成7年3月）を踏まえ、「専門高校」と称している。

【参 考】「スペシャリストへの道」

（平成7年3月 職業教育の活性化方策に関する調査研究会議報告（座長：有馬朗人））

- 職業教育を充実させるために「職業高校」から「専門高校」へ 職業高校における職業教育も、現実の産業界から求められる知識・技術の水準を視野に入れながら、スペシャリストとなるための第1段階として、必要とされる専門性の基礎的・基本的な教育に重点を置く必要が高まっている。したがって、従来の「職業高校」という呼称を、「専門高校」と改めることにより、このような考え方を明確にする必要がある。

2. 学習指導要領について

学習指導要領に関する法制上の仕組み

教育課程編成の基本的な考え方

国

学習指導要領など、学校が編成する教育課程の大綱的な基準を制定
(各教科等の構成、年間の標準時間数、教科等の大綱的な目標、内容等)

教育委員会
(設置者)

教育課程など学校の管理運営の基本的事項について規則を制定
(学年・学期、休業日、校務分掌、教育課程編成や教材使用の手続き等)

学校
(校長)

学校や地域、児童生徒の実体等を踏まえ、創意工夫した教育課程を編成・実施

教育課程に関する法制上の仕組み

- 教育基本法 : 教育の目的、目標を規定。【法律】
- 学校教育法 : 各学校段階ごとに教育の目的、目標などを規定。また、教科に関する事項は文部科学大臣が定めることを規定。【法律】
- 学校教育法施行規則 : 各教科等の構成、年間標準授業時数を規定。また、教育課程については、文部科学大臣が別に公示する学習指導要領によることを規定。【省令】
- 幼稚園教育要領
学習指導要領 : 教育課程全般にわたる配慮事項などの総則と、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の目標、内容、内容の取扱い（幼稚園における各領域のねらい、内容、内容の取扱い）を規定。【告示】
- 幼稚園教育要領解説
学習指導要領解説 : 総則及び各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（幼稚園における各領域）について、学校種毎に学習指導要領等の改善の趣旨及び内容について解説したもの。

法令上定められている教育の目的・目標について

教育の目的(基本法1)

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

教育の目標(基本法2)

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養う。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養う。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う。

幼児教育

幼児教育の目的 (学教法22)

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する

義務教育

義務教育の目的(基本法5②)

各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う

小学校教育の目的 (学教法29)

心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施す

中学校教育の目的 (学教法45)

小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施す

後期中等教育 (高校など)

高校の目的(学教法50)

中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施す

幼児教育の目標

(学教法23)

- ①健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る
- ②集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養う
- ③身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養う
- ④日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養う
- ⑤音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養う

義務教育の目標(学教法21)

- ①自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う
- ②生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う
- ③伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う
- ④家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養う
- ⑤読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養う
- ⑥生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養う
- ⑦生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養う
- ⑧健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図る
- ⑨生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養う
- ⑩職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養う

学力の3要素(学教法30②:小学校、49:中学校、62:高等学校、70:中等教育学校)

前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

高校の目標(学教法51)

- ①義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う
- ②社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させる
- ③個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養う

特別支援学校の目的(学教法72)

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける

学習指導要領とは

学校で学んだことが、子供たちの「生きる力」となって、
明日に、そしてその先の人生につながってほしい。

これからの社会が、どんなに変化して予測困難になっても、
自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、
それぞれに思い描く幸せを実現してほしい。

そして、明るい未来を、共に創っていきたい。

2020年度から始まる新しい「^{がくしゅう し どう ようりょう}学習指導要領」には、
そうした願いが込められています。



「学習指導要領」とは、全国どここの学校でも一定の教育水準が保てるよう、
文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準です。
およそ10年に一度、改訂しています。
子供たちの教科書や時間割は、これを基に作られています。

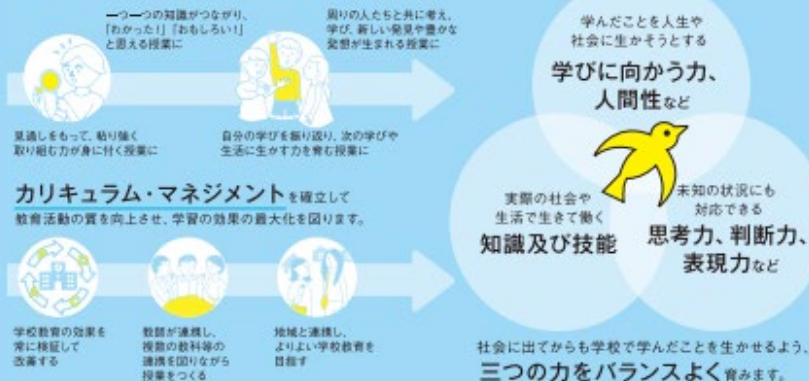
これまで大切にされてきた、
子供たちに「生きる力」を育む、という目標は、
これからも変わることはありません。
一方で、社会の変化を見据え、新たな学びへと進化を目指します。

生きる力 学びの、その先へ

新しい「学習指導要領」の内容を、多くの方々と共有しながら、
子供たちの学びを社会全体で応援していきたいと考えています。

『生きる力』を育むために 子供たちの学びはどう進化するの？

主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点から
「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善します。



新たに取り組むこと、これからも重視することは？

下記のはかに、「体験活動」「キャリア教育」「起業に関する教育」「金融教育」「防災・安全教育」「国土に関する教育」なども充実します。



【特別の教科 道徳】では、児童がいかに成長したかを積極的に捉え止めて、認め、励ますための評価（記述式）を行います。
特定の考え方を押し付けたり、評価を人試で使ったりしません。

お子さんが学校で学んだことについて、ご家庭で、ぜひ話してみてください。

- 保護者の皆さまの働きかけが、
子供たちの「生きる力」を育む
大きな原動力になります。
保護者の働きかけがある
子供の学力は高いという
傾向があります。
- 例えば…
- 学校や友達のこと、地域や社会の出来事など家庭での会話が多い。
 - テレビ・ビデオ・DVDを見る時間などのルールを決めている。
 - テレビゲーム（携帯電話やスマートフォンを使ったゲーム等を含む）をする時間を限定している。
 - 子供に本や新聞を読むようにすすめている。
 - 子供に最後までやり抜くことの大切さを伝えている。
 - 自分の考えをしっかりと伝えられるようになることを重視している。
 - 地域や社会に貢献するなどの役に立つ人間になることを重視している。
- （平成29年度全国学力・学習状況調査を基にした専門的評価分析に関する調査研究）

学習指導要領の変遷



現行高等学校学習指導要領の構造

第1章 総 則

高等学校教育の基本と教育課程の役割、教育課程の編成、教育課程の実施と学習評価、単位の修得及び卒業の認定、生徒の発達の支援、学校運営上の留意事項、道德教育に関する配慮事項等について規定

第2章 各学科に共通する各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報、理数

第3章 主として専門学科に設置される各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語

第4章 総合的な探究の時間

第5章 特 別 活 動

第1節 農業

第1款 目標

農業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、農業や農業関連産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 農業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 農業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏ま・理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、農業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

第2款 各科目

第1 農業と環境

1 目標

農業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、農業の各分野で活用する基礎的な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 農業と環境について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 農業と環境に関する課題を発見し、農業や農業関連産業に携わる者として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 農業と環境について基礎的な知識と技術が農業の分野で活用できるよう自ら学び、農業の進行や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

- (1) 「農業と環境」とプロジェクト学習
 - ア 農業学習の特質
 - イ プロジェクト学習の方法と進め方 ※以下略

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 農業の社会的な役割と環境や暮らしとの関わりについて、地域農業の見学や地域環境の調査及び統計資料の分析など具体的あ学習を通して理解できるように留意して指導するとともに、地域の実態や学科の特色等に応じて、適切な題材を選定すること。 ※以下略

現行学習指導要領の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む
「社会に開かれた教育課程」の実現
各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の
新設など

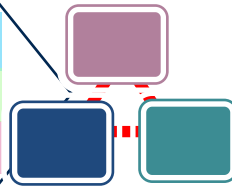
各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造
的に示す

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習
得など、新しい時代に求
められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず、質
の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



現行学習指導要領の考え方 主体的・対話的で深い学びの実現

(「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善) について (イメージ)

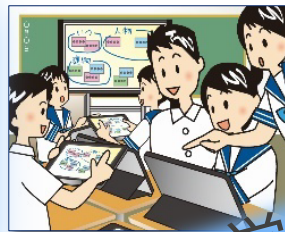
「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。



主体的な学び
対話的な学び
深い学び



学びを人生や社会に
生かそうとする
学びに向かう力・
人間性等の涵養

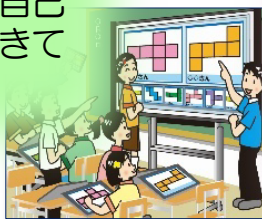
生きて働く
知識・技能の
習得

未知の状況にも
対応できる
思考力・判断力・表現力
等の育成



【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

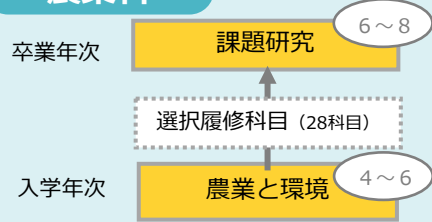


【対話的な学び】の視点

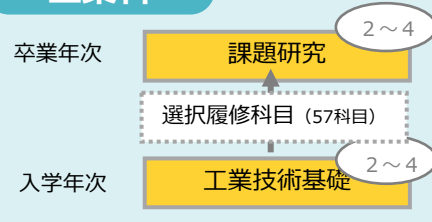
子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

現行学習指導要領における職業教科・科目の全体構成

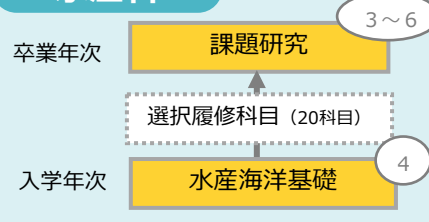
農業科



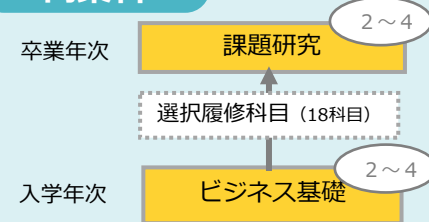
工業科



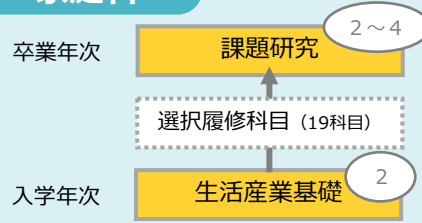
水産科



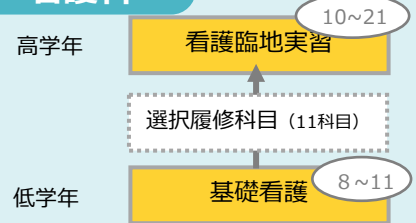
商業科



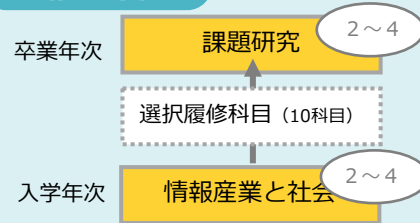
家庭科



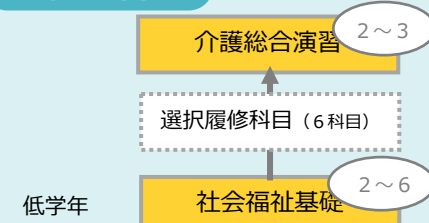
看護科



情報科



福祉科



前回改訂においては、基本的な構成は維持しつつ、産業界で必要とされる人材を踏まえ、各教科ごとに科目の統廃合や新設を実施。

- 専門性の基礎・基本を一層重視するとともに、専門分野に関する知識と技術の定着を図る観点から、科目の構成や内容の改善を図り、**従前の8教科188科目から8教科186科目で構成。**

農業：30→30	工業：61→59	商業：20→20	水産：22→22
家庭：20→21	看護：13→13	情報：13→12	福祉：9→9

- 産業界で求められる人材を育成するため、**5科目を新設。**
 「船舶工学」（工業）、「観光ビジネス」（商業）、「総合調理実習」（家庭）、「情報セキュリティ」（情報）、「メディアとサービス」（情報）
- 職業に関する各学科における**原則履修科目**は、従前と同様、各教科の**基礎的科目**と**課題研究等**の2科目。

現行学習指導要領における目標・内容の記述①

各教科の「目標」の記述を、「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱で再整理

<平成21年告示>

目標

工業 第1款 目標

工業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、現代社会における工業の意義や役割を理解させるとともに、環境及びエネルギーに配慮しつつ、工業技術の諸問題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、工業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。



<平成31年告示>

工業 第1款 目標

工業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ものづくりを通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 工業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。【知識及び技術】
- (2) 工業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。【思考力・判断力・表現力等】
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、工業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。【学びに向かう力、人間性等】

内容

第1 工業技術基礎 2 内容

- (1) 人と技術と環境
 - ア 人と技術
 - イ 技術者の使命と責任
 - ウ 環境と技術



第1 工業技術基礎 2 内容

- 1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。
〔指導項目〕
- (1) 人と技術と環境
 - ア 人と技術
 - イ 技術者の使命と責任
 - ウ 環境と技術

◎ 内容については、事項のみを大綱的に示しているものの、〔指導項目〕としての指導を通じて、目標に3つの柱に整理した資質・能力を身に付けさせることを明確化した。

現行学習指導要領における目標・内容の記述②

今回の改訂において、教科目標について、各教科共通に以下の点を改善

- ◎ 実践的・体験的な学習活動を通じて資質・能力を育成することを明確化
- ◎ 職業人に求められる倫理観に関する指導の充実
- ◎ 社会貢献や協働について新たに明示

職業教育に共通する目標の考え方

※中教審答申（平成28年12月）より
抜粋

職業に関する各教科の「見方・考え方」を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、社会を支え産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各職業分野について（社会的意義や役割を含め）体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付ける。
- (2) 各職業分野に関する課題（持続可能な社会の構築、グローバル化・少子高齢化への対応等）を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

現行学習指導要領における目標・内容の記述③

「働くことの意義や役割の理解」、「職業人に求められる倫理観の育成」等について、各職業教科に共通して指導すべき事柄として「共通の内容」として整理し、各職業教科の原則履修科目に位置付けた。

産業界において、異業種・異分野に進出する企業が多く見られる状況



共通する資質・能力を、より意識して育成する必要

共通の内容

- ・働くことの意義や役割の理解
- ・職業人に求められる倫理観の育成 など



**職業8教科全ての原則履修科目
に共通して位置付ける**

第1 工業技術基礎 【「工業」の例】

3内容の取扱い (1)ア

〔指導項目〕の(1)のアについては、産業社会、職業生活、産業技術に関する調査や見学を通して、**働くことの社会的意義や役割**、工業技術と人間との関わり及び工業技術が日本の発展に果たした役割について理解できるよう工夫して指導すること。イについては、安全な製品の製作や構造物の設計・施工、法令遵守など、工業における技術者に求められる**職業人としての倫理観**や使命と責任について理解できるよう工夫して指導すること。

現行学習指導要領における「農業科」の改訂のポイント

- 持続可能で多様な環境に対応した学習を充実
- 農業経営のグローバル化や法人化、六次産業化や企業参入等に対応した経営感覚の醸成を図る学習を充実
- 安全・安心な食料の持続的な生産と供給に対応した学習を一層充実
- 農業のもつ多面的な特質を学習内容とした地域資源に関する学習を充実

1. 改訂の基本的な考え方

- 安定的な食料生産の必要性や農業のグローバル化への対応など農業を取り巻く社会的環境の変化を踏まえ、農業や農業関連産業を通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成するよう学習内容等を改善・充実。

2. 学習内容の改善・充実

(1) 持続可能で多様な環境に対応した学習を充実

- 「農業と環境」で学習していた農業と環境の関係性について、持続可能で多様な環境に対応するよう新たに「栽培と環境」、「飼育と環境」を分類整理。

(2) 経営感覚の醸成を図る学習を充実

- 経営感覚の醸成と商品開発などへつなげるために、「農業経営」、「食品流通」でマーケティングに関する学習内容を充実するとともに、生産系の科目である「作物」、「野菜」、「果樹」、「草花」、「畜産」などにおいて、起業や六次産業化に関わる内容を扱うことを明記。

(3) 安全・安心な食料の持続的な生産と供給に対応した学習を一層充実

- 「農業と環境」、「総合実習」、「作物」、「野菜」、「果樹」、「草花」、「畜産」、「食品製造」などの科目において、農業生産工程管理（GAP）や危害分析・重要管理点方式（HACCP）など安全・安心な食料の持続的な生産と供給に対応した生産工程管理に関する学習内容を充実。
- 「微生物利用」で学習していた安全・安心な食品関係の学習内容を更に充実するよう「食品微生物」に名称変更。

(4) 農業のもつ多面的な特質を学習内容とした地域資源に関する学習を充実

- 「グリーンライフ」で学習していた農業・農村のもつ多面的な特質（地域振興や文化の伝承など）を学習内容とした地域資源に関する学習の充実を図る視点で整理し、「地域資源活用」に名称変更。

3. 学習指導の改善・充実

- 生徒による主体的・計画的な農業学習の一層の充実のため、①課題設定、②計画立案、③実施、④反省・評価による「プロジェクト学習」を関係する科目の導入部分に設定。
- 地域や産業界、農業関連機関等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用した学習活動の充実。

現行学習指導要領における「工業科」の改訂のポイント

- もののインターネット化（IoT）など技術の高度化への対応
- 耐震に関する技術など安全・安心な社会の構築への対応
- 地球温暖化防止や省資源化など環境保全やエネルギーの有効な活用への対応
- マイクロコンピュータの組み込み技術など情報技術の発展への対応
- 海事生産性革命(i-shipping)の推進による造船など船舶にかかわる人材育成への対応

1. 改訂の基本的な考え方

- 安全・安心な社会の構築、職業人としての倫理観、環境保全やエネルギーの有効な活用、産業のグローバル競争の激化、情報技術の技術革新の開発が加速することなどを踏まえ、ものづくりを通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成するよう学習内容等を改善・充実。

2. 学習内容の改善・充実

(1) 技術の高度化への対応

- 現行の「生産システム技術」及び「電子機械応用」を「生産技術」に整理統合し、工業生産の自動化システムの構成及び生産のネットワーク化に関する指導項目を位置付けるなど、もののインターネット化(IoT)に関する学習内容を充実。

(2) 安全・安心な社会の構築への対応

- 「建築構造」、「建築構造設計」、「建築施工」に耐震技術に関する指導項目を位置付け、また、「土木基盤力学」、「土木構造設計」には内容の取扱いに耐震に関する配慮事項を設定するなど学習内容を充実。

(3) 環境保全やエネルギーの有効な活用への対応

- 「工業環境技術」など現行学習指導要領に引き続き環境及び省エネルギーに関する学習内容を充実。特に、「自動車工学」ではリサイクル及び省エネルギー対策を取り入れるなど学習内容を充実。

(4) 情報技術の発展への対応

- 「プログラミング技術」ではアルゴリズムとプログラム技法に関する指導項目に再構成、「ハードウェア技術」ではマイクロコンピュータの組み込み技術の内容を再構成、「ソフトウェア技術」ではソフトウェアの制作に関する指導項目の設定、「コンピュータシステム技術」ではIoTによる情報化を通じた多様な分野をつなぐ動きへと発展するネットワーク技術に関する指導項目を取り入れるなど学習内容を改善。

(5) 地域や社会の健全で持続的な発展への対応

- 造船など船舶にかかわる産業による地域の活性化に資する人材を育成する観点から「船舶工学」を新設し、船舶の概要、船舶建造などの指導項目で構成。

3. 学習指導の改善・充実

- 工業の見方・考え方を働かせ、見通しをもって実験・実習などを行い、科学的な根拠に基づき創造的に探究するなどの学習活動を充実。

現行学習指導要領における「商業科」の改訂のポイント

- グローバル化の進展、情報技術の進歩への対応
- 観光産業の振興、地域におけるビジネスの推進への対応
- ビジネスにおけるコミュニケーション能力とマネジメント能力の向上への対応

1. 改訂の基本的な考え方

- 経済のグローバル化、情報技術の進歩、観光立国の流れなどを踏まえ、ビジネスを通じ、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成するよう学習内容等を改善・充実。

2. 学習内容の改善・充実

(1) グローバル化の進展への対応

- 現行の「ビジネス経済」及び「ビジネス経済応用」の経済に関する指導項目について「グローバル経済」に整理統合し、グローバル化の動向・課題、企業活動のグローバル化に関する指導項目を取り入れるなど学習内容を改善。

(2) 情報技術の進歩への対応

- 「簿記」について、コンピュータを活用した会計処理が普及している状況を踏まえ、会計ソフトウェアの活用に関する指導項目を現行の「ビジネス実務」から移行するなど学習内容を改善。
- 現行の「電子商取引」を「ネットワーク活用」に再構成し、インターネットを活用したビジネスの創造に関する指導項目を取り入れるなど学習内容を改善。
- 現行の「ビジネス情報管理」の情報通信ネットワークに関する指導項目について「ネットワーク管理」に分離し、情報セキュリティ管理に関する指導項目の充実を図るなど学習内容を改善。

(3) 観光産業の振興への対応

- 地域の活性化を担うよう、観光ビジネスの展開に必要な資質・能力を育成する視点から「観光ビジネス」を新設し、観光資源と観光政策、観光ビジネスとマーケティングなどの指導項目で構成。

(4) 地域におけるビジネスの推進への対応

- 「ビジネス基礎」について、地域のビジネスを担う資質・能力を育成する視点から国内の身近な地域のビジネスに関する指導項目を取り入れるなど学習内容を改善。

(5) ビジネスにおけるコミュニケーション能力の向上への対応

- 現行の「ビジネス実務」を「ビジネス・コミュニケーション」に再構成し、ビジネスにおける思考の方法とコミュニケーションに関する指導項目を取り入れるなど学習内容を改善。

(6) ビジネスにおけるマネジメント能力の向上への対応

- 現行の「ビジネス経済応用」の企業経営、ビジネスの創造などに関する指導項目を「ビジネス・マネジメント」に分離し、人的資源、物的資源など経営資源のマネジメントに関する指導項目を取り入れるなど学習内容を改善。

3. 学習指導の改善・充実

- ビジネスの動向・課題を捉える学習活動及びビジネスに関する具体的な事例について多面的・多角的に分析し、考察や討論を行う学習活動を充実。
- ビジネスに関する理論を実験などにより確認する学習活動及びビジネスに関する具体的な課題を設定し、科学的な根拠に基づいてビジネスに関する計画を立案して提案などを行う学習活動を充実。

現行学習指導要領における「水産科」の改訂のポイント

- 水産物の安定供給や付加価値向上、急速な技術革新への対応
- 海洋環境の保全、持続的な海洋資源の管理、海洋の多面的利用や事故防止への対応
- 船舶職員養成や船舶の安全運航及び品質・衛生管理など、国際基準等の変化への対応

1. 改訂の基本的な考え方

- 水産物の世界的な需要の変化や資源管理、持続可能な海洋利用など水産や海洋を取り巻く状況の変化を踏まえ、水産業や海洋関連産業を通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成するよう学習内容等を改善・充実。

2. 学習内容の改善・充実

(1) 水産物の安定供給や付加価値向上の必要性の増大への対応

- 漁業、養殖業、食品製造業に関連する中核的科目（「漁業」、「資源増殖」、「食品製造」）において経営や食品の安全・衛生管理に関する学習内容を充実。

(2) 急速な技術革新への対応

- 最新の航海計器を活用した航海術（「航海・計器」）、バイオテクノロジー（「資源増殖」）、最新の冷凍技術の実態（「食品製造」）など、急速な技術革新に対応した学習内容を充実。

(3) 海洋環境の保全や持続的な海洋資源の管理への対応

- 異常気象・海洋環境保全（「水産海洋科学」）、増養殖による環境汚染（「資源増殖」）、水産資源の持続的有効利用（「海洋生物」）、自家汚染対策（「海洋環境」）、自然環境保全（「マリンスポーツ」）など、海洋環境の保全や持続的な海洋資源の管理に対応した学習内容を充実。

(4) 海洋の多面的利用や事故防止への対応

- 労働安全衛生法（「ダイビング」）、海の有効活用、安全指導（「マリンスポーツ」）など、海洋の多面的利用や事故防止に対応した学習内容を充実。

(5) 食品の安全への対応

- 危害分析・重要管理点方式（HACCPシステム）や食品トレーサビリティシステムなど、食品の安全に対応した学習内容を充実。（「漁業」、「資源増殖」、「食品製造」、「食品管理」）。

3. 学習指導の改善・充実

(1) 船舶職員養成や船舶の安全運航の国際基準等への対応

- 電子海図（「航海・計器」）、船員・船舶・海洋関係法規（「船舶運用」）など、船舶運航の国際基準に対応した指導を充実。

現行学習指導要領における「家庭科（専門教科）」改訂のポイント

- 地域の子育て支援や高齢者の自立生活の支援など少子高齢化への対応
- 食育の推進や専門性の高い調理師養成への対応
- 価値観やライフスタイルの多様化、複雑化する消費生活等への対応
- グローバル化を踏まえた生活文化の伝承・創造への対応

1. 改訂の基本的な考え方

- 少子高齢化、食育の推進や専門性の高い調理師養成、価値観やライフスタイルの多様化、複雑化する消費生活等への対応などを踏まえ、生活産業を通して、地域や社会の生活の質の向上と社会の発展を担う職業人を育成するよう学習内容等を改善・充実。

2. 学習内容の改善・充実

(1) 子供の発達や地域の子育て支援に関する学習の充実

- 保育や子育て支援について、子供の文化を含めて保育の基礎を学ぶ「保育基礎」と、その発展として、単に子供と触れ合うだけでなく、保育者の視点を踏まえた実習に重点を置いた「保育実践」に整理統合し、学習内容を充実。

(2) 高齢期の衣食住生活の質の向上を図る学習の充実

- 「生活と福祉」では、人間の尊厳と自立生活支援の考え方という項目を設け、認知症への理解を深めることを明示。また、高齢者への生活支援サービスの実習として、調理、被服管理、住環境の整備などの家事援助に加え、見守りや買物を新たに追加し、学習内容を充実。

(3) 食育の推進や調理師養成など食に関する学習の充実

- 「フードデザイン」では、災害などの非常時を想定し、備蓄食の準備やそれを活用した調理ができるよう、災害時の食事計画についても扱うことを新たに明示。
- 「食文化」では、食文化と食育という項目を新たに設け、食文化の発展に食育が果たす役割を扱うことを明示するなど、食育の推進に関する学習内容を充実。
- 「総合調理実習」を新設し、調理師養成における大量調理やサービスに関する学習内容を充実。

(4) ライフスタイルの多様化に伴う生活産業の発展に関する学習の充実

- 「生活産業基礎」に、ライフスタイルの変化と生活産業という項目を設け、社会の変化とライフスタイルの多様化に関する学習内容を充実。

(5) 生活文化の伝承・創造に関する学習の充実

- 「生活産業基礎」に、伝統産業に係る項目を新たに追加し、現状と課題や今後の展望について扱うことを明示。

3. 学習指導の改善・充実

- 原則履修科目である「生活産業基礎」において、職業人に求められるマネジメントの重要性に着目した指導の工夫を図ることを新たに明示。

現行学習指導要領における「看護科」の改訂のポイント

- 療養の場の多様化に伴うリスクマネジメント及び多職種連携を含めた専門性の高い看護実践能力の育成への対応
- 看護に求められる倫理的課題の多様化への対応
- 地域や社会のグローバル化への対応

1. 改訂の基本的な考え方

- 少子高齢化の進行、入院期間の短縮、在宅医療の拡大などを踏まえ、看護を通して、地域や社会の保健医療福祉を支え、人々の健康の保持増進に寄与する職業人を育成するよう学習内容等を改善・充実。

2. 学習内容の改善・充実

(1) リスクマネジメント及び多職種連携を含めた専門性の高い看護実践能力を育成するための学習の改善・充実

- 「基礎看護」の看護の共通技術に感染予防及び安全管理を位置付け学習内容を充実。
- 「看護の統合と実践」に医療安全のマネジメント、多重課題のマネジメント、多職種連携を位置付け学習内容を充実。

(2) 看護に求められる倫理的課題の多様化に関する学習の改善・充実

- 従前から扱っていた「基礎看護」以外の5つの科目（「成人看護」、「老年看護」、「小児看護」、「母性看護」、「在宅看護」）の〔指導項目〕に倫理的課題を明記。

(3) 地域や社会のグローバル化に対応するための学習の改善・充実

- 「看護の統合と実践」に国際看護を位置付け学習内容を充実。

3. 学習指導の改善・充実

- 看護に関する課題について、疾患・治療・生活状況等を把握するとともに当事者の思いを傾聴するなど多面的な情報を収集・分析し、解決策の考察や協議を経て、当事者への支援を行い、その結果を踏まえた振り返りを重視した学習活動の充実。

現行学習指導要領における「情報科（専門教科）」の改訂のポイント

- プログラミングや情報セキュリティに関する学習内容の改善・充実
- コンテンツの発信とこれを用いたサービスに関する学習内容の改善・充実
- 情報モラルや職業倫理の育成を図る学習指導の改善・充実

1. 改訂の基本的な考え方

- 知識基盤社会の到来、情報社会の進展、高度な情報技術をもつ I T 人材の需要増大などを踏まえ、情報関連産業を通して、地域産業をはじめ情報社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成するよう学習内容等を改善・充実。

2. 学習内容の改善・充実

(1) プログラミングに関する学習の改善・充実

- 原則履修科目の「情報産業と社会」にプログラミングを共通に学ぶ内容として位置付けるとともに、情報システムのプログラミングを専門的に学ぶ科目として「情報システムのプログラミング」を整理。

(2) 情報セキュリティに関する学習の改善・充実

- 情報セキュリティに関する知識と技術の習得、情報の安全を担う能力と態度を育成するため、情報セキュリティを専門的に学ぶ科目として「情報セキュリティ」を新設。

(3) コンテンツの発信やサービスに関する学習の改善・充実

- コンテンツの制作と発信を一体的に学ぶ科目として「コンテンツの制作と発信」を整理するとともに、メディアを利用してコンテンツを提供するサービスについて学習する科目として「メディアとサービス」を新設。

(4) 実習科目の改善・充実

- 情報システムの開発のプロセスとコンテンツの制作のプロセスに関する実践力の一体的な習得のため、現行の複数の実習科目を「情報実習」に整理・統合。

3. 学習指導の改善・充実

- 実践的な学習活動や就業体験を実施するために、地域や産業界、大学等との連携による学習指導の改善・充実。
- 情報の科学的な見方・考え方を働かせ、社会の様々な事象を捉え、専門的な知識や技術などを基に情報産業に対する理解を深める学習指導の改善・充実。
- 新たなシステムやコンテンツなどを地域や産業界等と協働して創造するなどの実践的・体験的な学習指導の改善・充実
- 情報モラルや職業倫理の育成を図る学習指導の改善・充実。

現行学習指導要領における「福祉科」の改訂のポイント

- 医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な学習の追加
- 福祉従事者に求められるマネジメント能力に関する学習の追加
- 福祉従事者に必要な倫理に関する学習の充実
- 福祉実践における多職種協働に関する学習の充実
- 福祉用具や介護ロボット等を含む福祉機器に関する学習の充実

1. 改訂の基本的な考え方

- 福祉ニーズの高度化と多様化、倫理的課題やマネジメント能力・多職種協働の推進、ICT・介護ロボットの進歩などを踏まえ、福祉を通して、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う職業人を育成するよう学習内容等を改善・充実。
- 各学校の創意工夫が図られるよう、介護福祉士養成にかかる制度改正等に対応し、学習内容を整理。

2. 学習内容の改善・充実

(1) 福祉ニーズの高度化と多様化への対応

- 介護福祉士養成課程の見直し（平成23年）により追加された喀痰吸引・経管栄養を安全・適切に実施するため、「生活支援技術」の学習内容に医療的ケアを追加。
- チームケアを実践することに対応するため、「社会福祉基礎」の社会福祉援助活動においてリーダーシップなど組織についての学習内容を充実。

(2) 倫理的課題や多職種協働の推進

- 福祉従事者に必要な倫理に関する学習内容を充実。
- 「介護福祉基礎」、「コミュニケーション技術」、「生活支援技術」、「介護過程」、「介護実習」において、多職種協働に関する学習内容を充実。

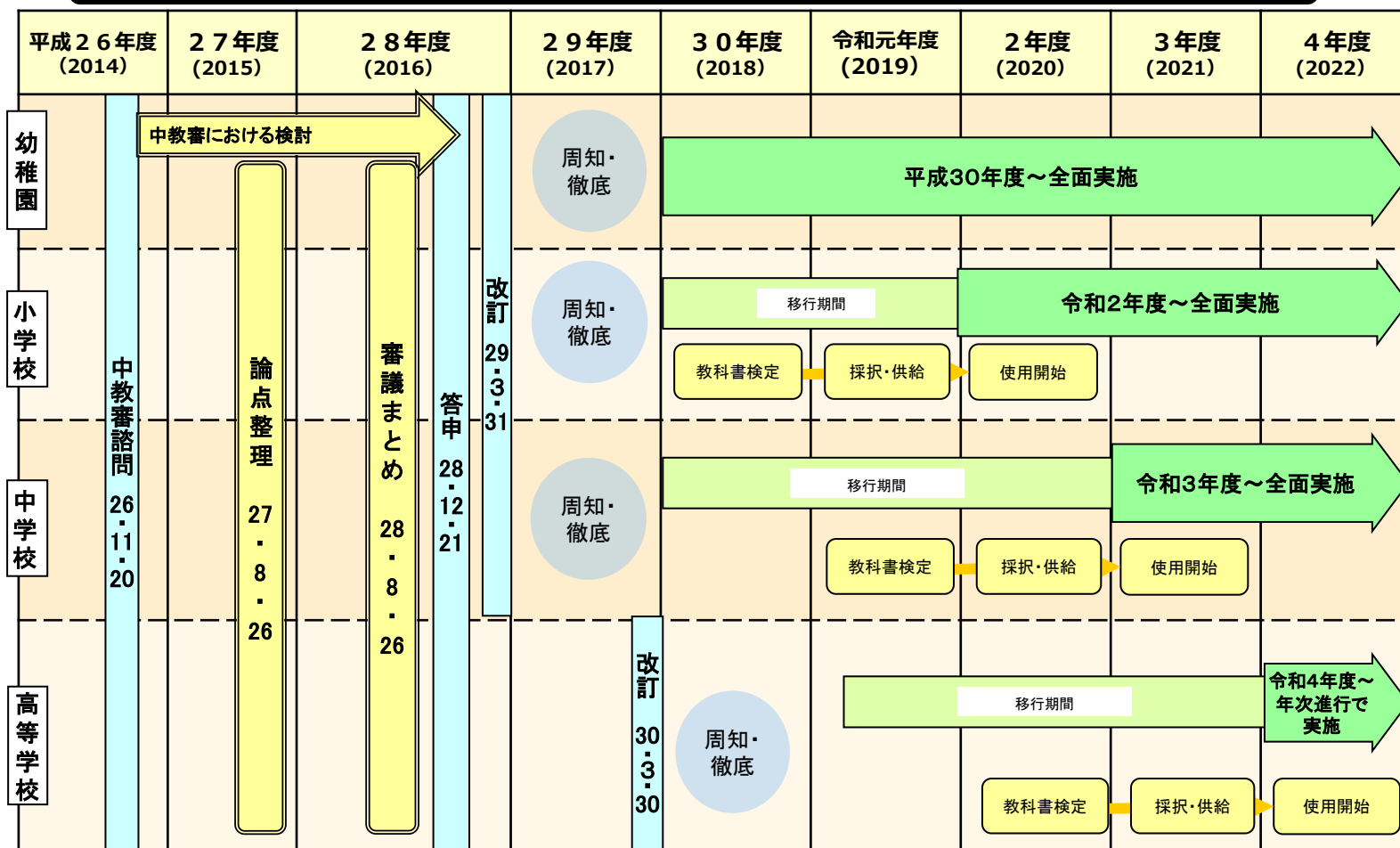
(3) 福祉・介護の場におけるICTの進展への対応

- 「介護福祉基礎」、「生活支援技術」、「こころからだの理解」において、「福祉用具と介護ロボット」についての学習内容を充実。

3. 学習指導の改善・充実

- 日常生活と社会保障制度との関連について考察させるとともに、対人援助の視点から福祉に関する支援が行われる必要性について理解させる指導の充実（「社会福祉基礎」）。
- 福祉に関する課題について、協働して分析、考察、討論を行い、よりよい社会の構築を目指して解決するなどの学習活動を充実。

現行学習指導要領改訂に関するスケジュール

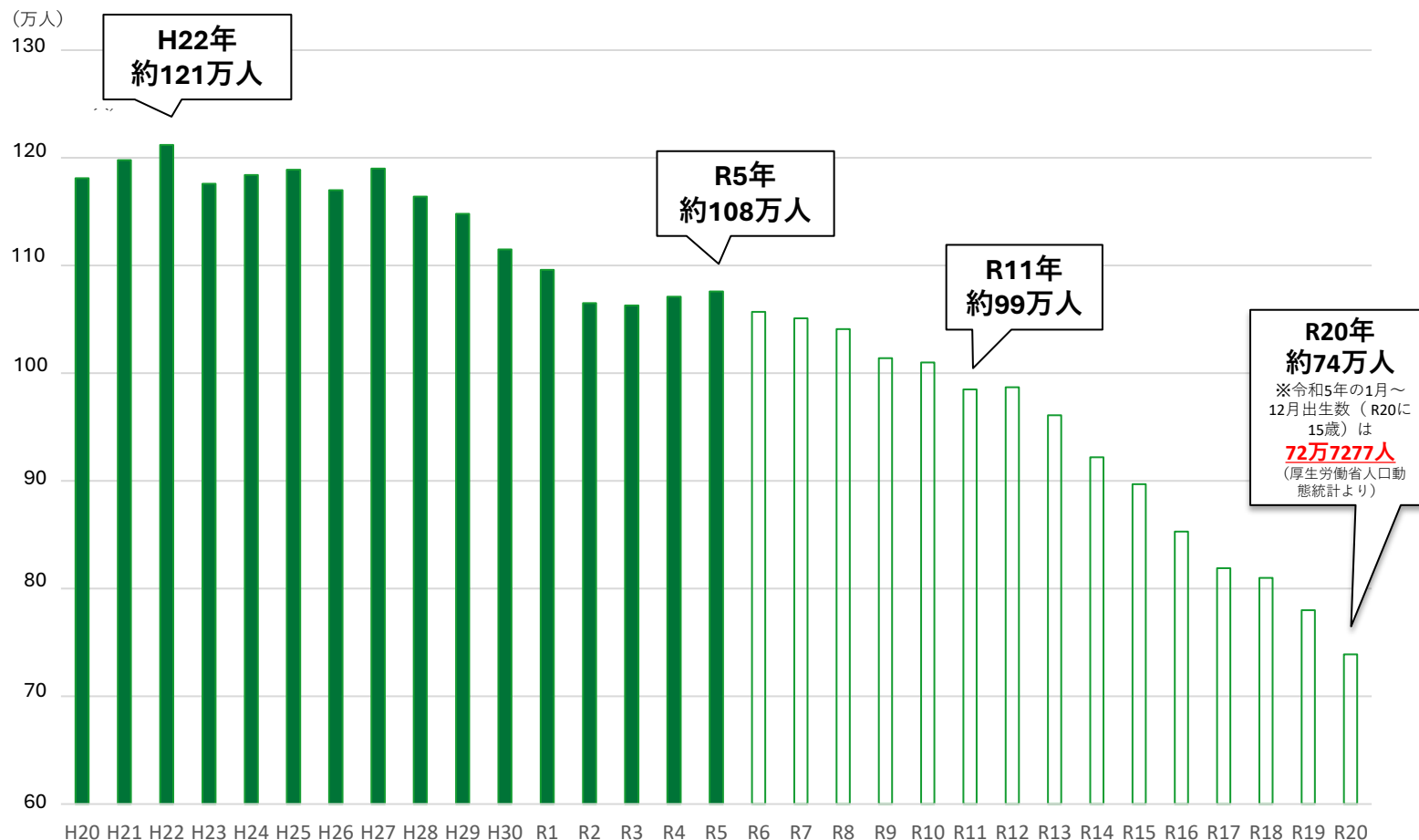


特別支援学校学習指導要領(幼稚園及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
特別支援学校学習指導要領(高等部)は、平成31年2月4日に改訂告示を公示。

3. 専門高校を取り巻く現状について

15歳人口の推移

○15歳人口は、年々減少傾向。これまでは100万人を超えて推移してきたが、**令和11年には100万人を割り込み、令和20年には約74万人**になることがほぼ確実。令和20年の人口は令和5年と比較して**約31%も減少**する見込み。



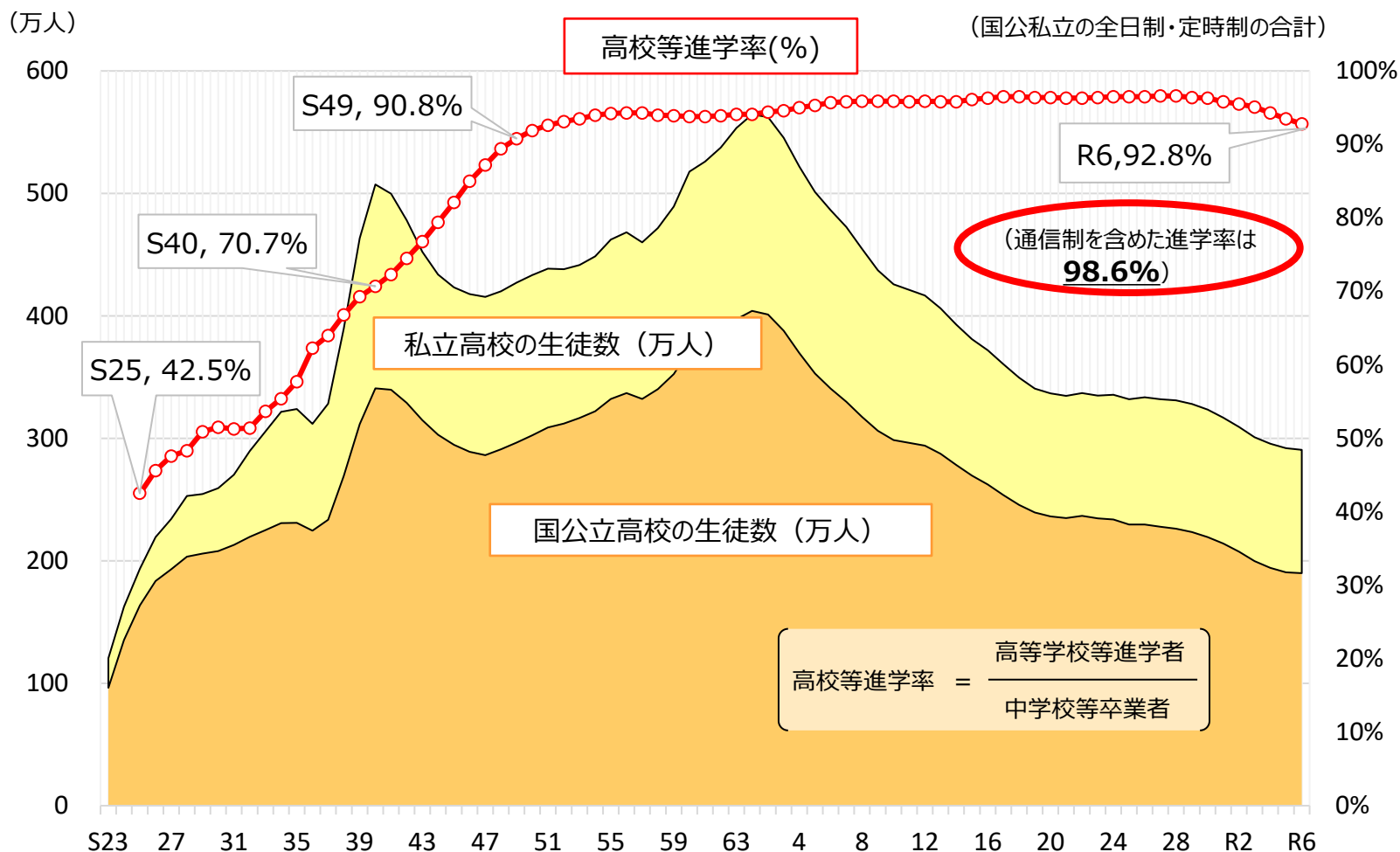
※各年、前年10月～当年9月時点での人口を集計

※H20～R5までは、総務省人口推計の年齢別人口より

※R6～R20までは、総務省人口推計の年齢別人口（R5.10.1時点）令和5年資料より算出

高等学校等への進学率 [推移]

○ 高等学校等への進学率は、令和6年度には98.6%にのぼっている。

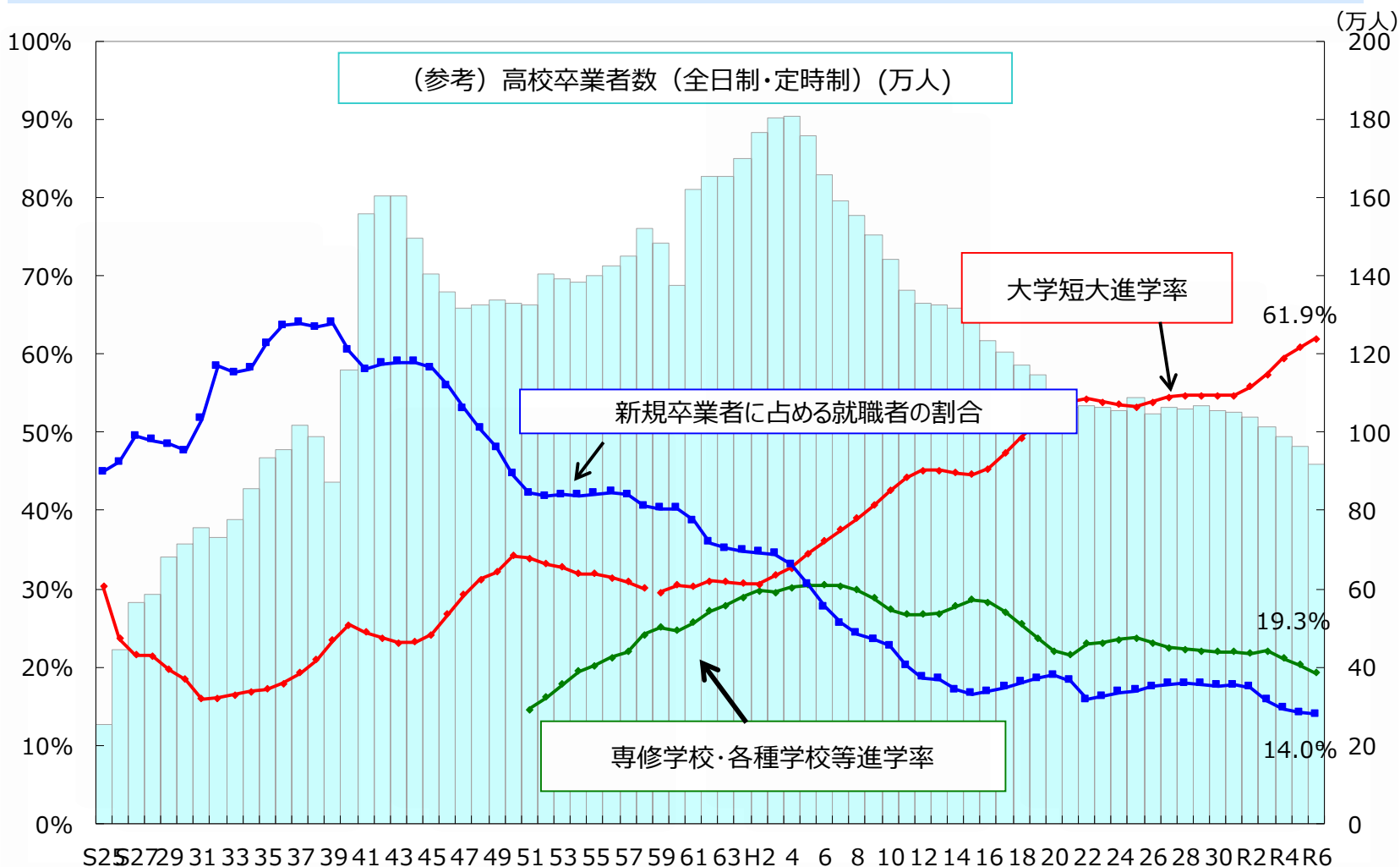


※「高等学校等進学者」とは、高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部の本科・別科及び専攻科へ進んだ者。進学しかつ就職した者を含む。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

高校生の卒業後の進路状況（推移）

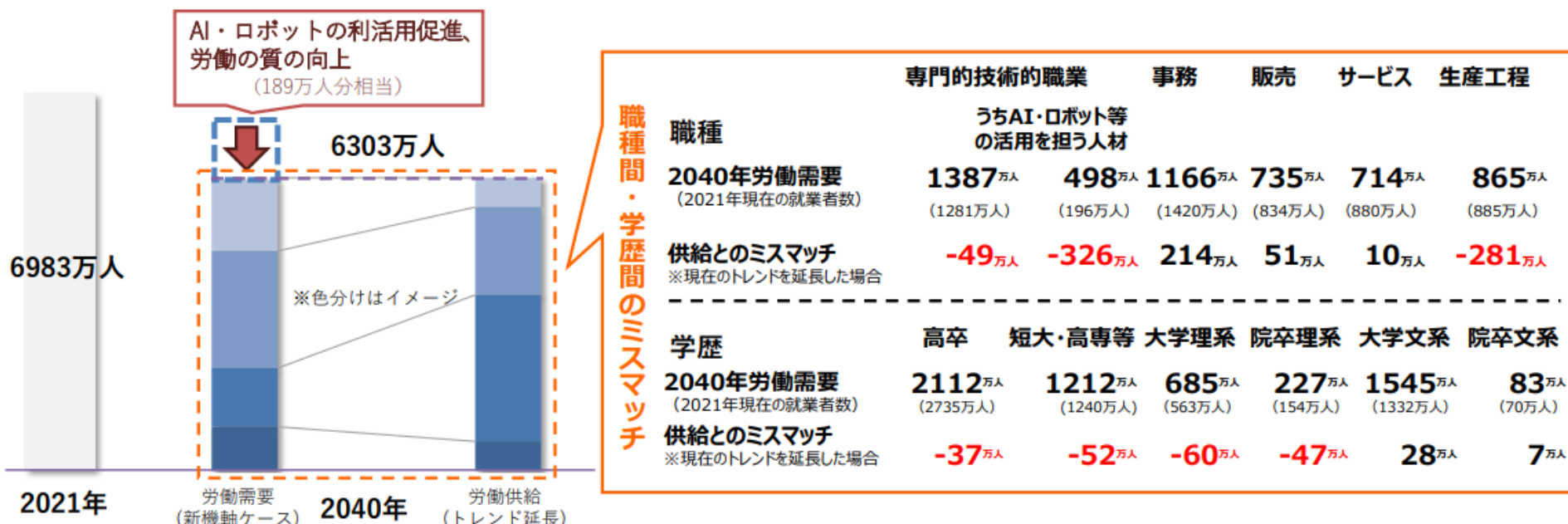
○ 令和6年度時点で、大学・短大進学者率は61.9%、新卒者に占める就職者の割合は14.0%。



※「大学短大進学率」は、昭和58年度以前は通信制への進学を除いており、厳密には59年度以降と連続しない。（出典）文部科学省「学校基本調査」

2040年の就業構造推計

- 本推計では、少子高齢化による人口減少に伴って労働供給は減少するものの、AI・ロボットの活用促進や、リスキリング等による労働の質の向上により大きな不足は生じない（約200万人分の不足をカバー）。今後、シナリオ実現に向けた政策対応が必要。
- 一方、現在の人材供給のトレンドが続いた場合、職種間、学歴間によってミスマッチが発生するリスクがあり、戦略的な人材育成や円滑な労働移動の推進が必要となる。



(注) 試算方法：労働需要については、新機軸ケースの産業別就業者数を、足下データ（2020）の産業×職業×学歴別比率で分解し、その上で①産業別の自動化影響による職種の変化、②職種ごとの学歴構成の変化を加味。労働供給については、2040年就業者数を、産業別・職業別就業者数の足下の増減傾向が続くと仮定して産業×職業別比率を推計、分解（学歴については、最終学歴に大きな変化が生じないという仮定のもと、大学進学率の上昇を加味しつつ、年代に応じ、足下比率（2020）をスライド）。

*2023年度版労働力需給の推計（JILPT）の労働参加漸進シナリオを活用

(出典) 第6回経済財政諮問会議 資料14 2040年の産業構造・就業構造推計について（武藤議員提出資料）

公立高等学校の配置（公立高等学校の立地が0ないし1である市区町村）

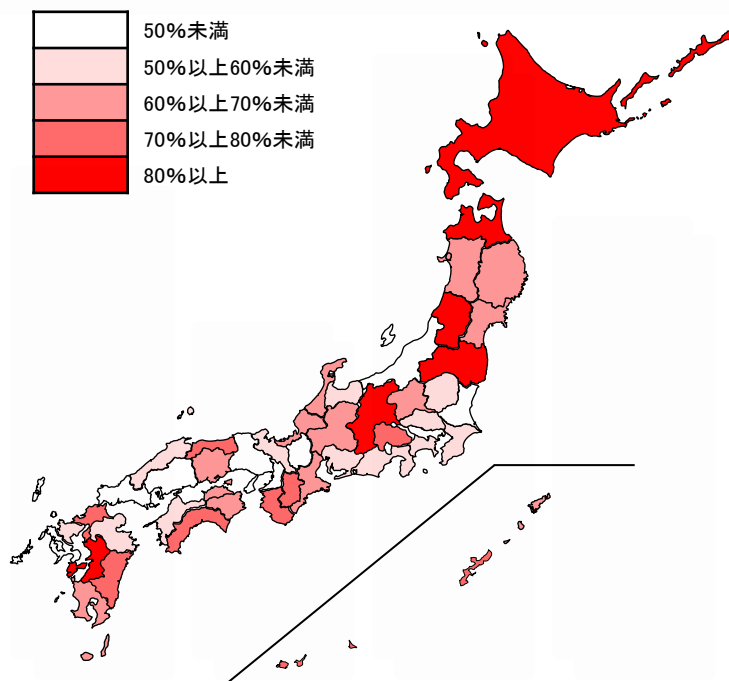
○令和6年5月1日時点で、全国の市区町村（1,741）のうち、公立高等学校の立地が0ないし1であるものは1,112（63.9%）。

内訳は0が503（28.9%）、1が609（35.0%）。

○公立高等学校の立地が0ないし1である市区町村の数は、令和元年度の1,088（62.5%）より増加。

○各都道府県における公立高等学校の立地が0ないし1の市区町村の割合が最も高いのは北海道の83.8%、最も低いのは兵庫県の31.7%。

都道府県	割合	自治体数		内訳（立地）		都道府県	割合	自治体数		内訳（立地）	
		（該当数 / 総数）		0校	1校			（該当数 / 総数）		0校	1校
北海道	83.8%	（ 150 / 179 ）		55	95	滋賀県	36.8%	（ 7 / 19 ）		4	3
青森県	80.0%	（ 32 / 40 ）		22	10	京都府	50.0%	（ 13 / 26 ）		8	5
岩手県	63.6%	（ 21 / 33 ）		3	18	大阪府	48.8%	（ 21 / 43 ）		8	13
宮城県	65.7%	（ 23 / 35 ）		5	18	兵庫県	31.7%	（ 13 / 41 ）		1	12
秋田県	68.0%	（ 17 / 25 ）		9	8	奈良県	76.9%	（ 30 / 39 ）		19	11
山形県	80.0%	（ 28 / 35 ）		10	18	和歌山県	73.3%	（ 22 / 30 ）		13	9
福島県	81.4%	（ 48 / 59 ）		27	21	鳥取県	78.9%	（ 15 / 19 ）		10	5
茨城県	45.5%	（ 20 / 44 ）		6	14	島根県	52.6%	（ 10 / 19 ）		3	7
栃木県	56.0%	（ 14 / 25 ）		4	10	岡山県	63.0%	（ 17 / 27 ）		10	7
群馬県	65.7%	（ 23 / 35 ）		13	10	広島県	39.1%	（ 9 / 23 ）		1	8
埼玉県	57.1%	（ 36 / 63 ）		12	24	山口県	47.4%	（ 9 / 19 ）		2	7
千葉県	51.9%	（ 28 / 54 ）		14	14	徳島県	66.7%	（ 16 / 24 ）		9	7
東京都	32.3%	（ 20 / 62 ）		7	13	香川県	64.7%	（ 11 / 17 ）		4	7
神奈川県	51.5%	（ 17 / 33 ）		7	10	愛媛県	50.0%	（ 10 / 20 ）		1	9
新潟県	46.7%	（ 14 / 30 ）		8	6	高知県	79.4%	（ 27 / 34 ）		16	11
富山県	53.3%	（ 8 / 15 ）		2	6	福岡県	70.0%	（ 42 / 60 ）		22	20
石川県	63.2%	（ 12 / 19 ）		2	10	佐賀県	55.0%	（ 11 / 20 ）		4	7
福井県	64.7%	（ 11 / 17 ）		6	5	長崎県	38.1%	（ 8 / 21 ）		2	6
山梨県	77.8%	（ 21 / 27 ）		11	10	熊本県	80.0%	（ 36 / 45 ）		22	14
長野県	80.5%	（ 62 / 77 ）		40	22	大分県	55.6%	（ 10 / 18 ）		2	8
岐阜県	66.7%	（ 28 / 42 ）		14	14	宮崎県	73.1%	（ 19 / 26 ）		13	6
静岡県	51.4%	（ 18 / 35 ）		4	14	鹿児島県	67.4%	（ 29 / 43 ）		14	15
愛知県	50.0%	（ 27 / 54 ）		8	19	沖縄県	70.7%	（ 29 / 41 ）		18	11
三重県	69.0%	（ 20 / 29 ）		8	12	全国	63.9%	（ 1,112 / 1,741 ）		503	609



（出典）文部科学省「学校基本調査」

4. 学校数・生徒数について

高等学校の学校数（学科別） [令和6年度]

		国立 (全日制)	公立				私立				合計				割合
			全日制	定時制	全定 併設	計	全日制	定時制	全定 併設	計	全日制	定時制	全定 併設	計	
普通		11	1,976	170	237	2,383	1,266	3	15	1,284	3,253	173	252	3,678	56.4%
専門教育を主とする学科	専門高校	1	1,299	60	127	1,486	406	8	5	419	1,706	68	132	1,906	29.2%
	農業		274	10	9	293	3			3	277	10	9	296	4.5%
	工業	1	332	13	86	431	82		2	84	415	13	88	516	7.9%
	商業		382	26	32	440	129	3	2	134	511	29	34	574	8.8%
	水産		42			42					42			42	0.6%
	家庭		159	9		168	88	3		91	247	12		259	4.0%
	看護		29			29	65	2	1	68	94	2	1	97	1.5%
	情報		21	2		23	5			5	26	2		28	0.4%
	福祉		60			60	34			34	94			94	1.4%
	その他（※）	1	440	2	1	443	118			118	559	2	1	562	8.6%
総合学科		2	307	37	9	353	20	2		22	329	39	9	377	5.8%
合計		15	4,022	269	374	4,665	1,810	13	20	1,843	5,847	282	394	6,523	100%

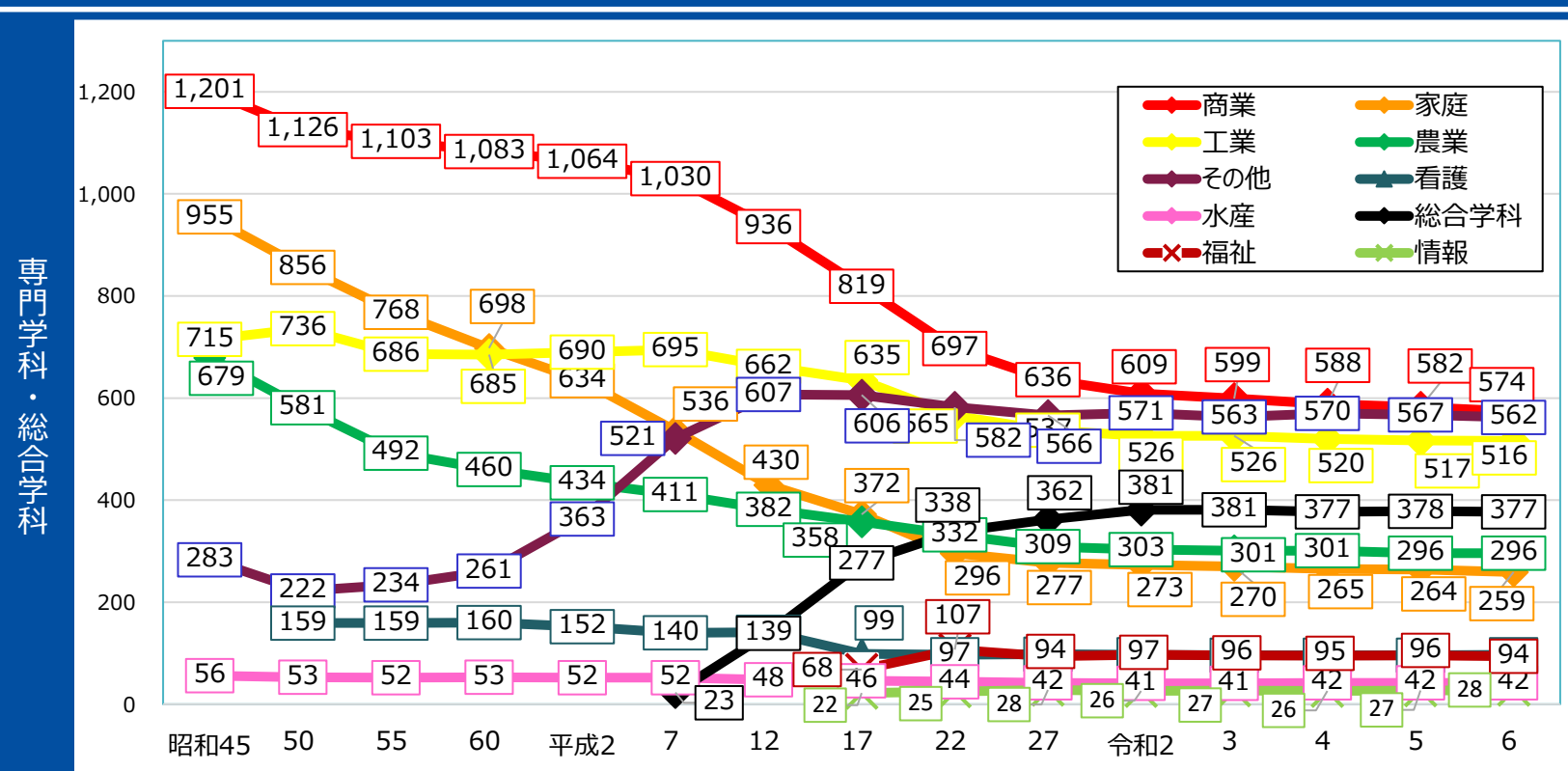
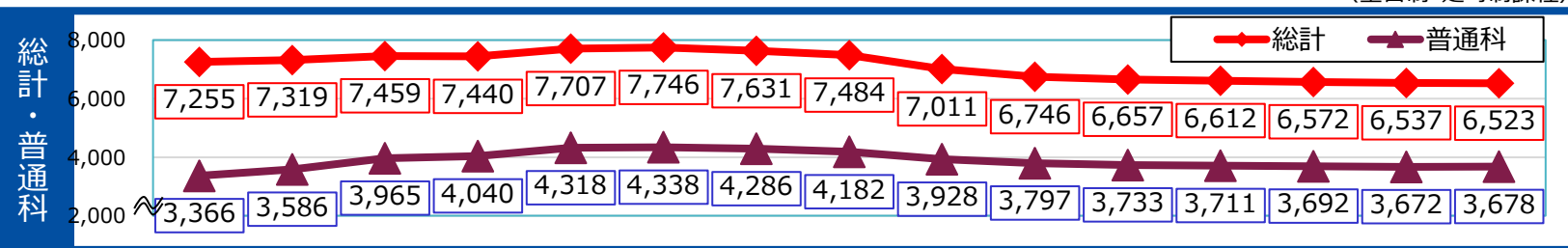
※「その他」の学科は、専門教育を主とする学科のうち「農業」～「福祉」に関する学科以外の学科（理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係など）の合計

※一つの学校が2つ以上の学科を持つ場合は、それぞれの学科について、重複して計上。

（出典）文部科学省「令和6年度学校基本調査」

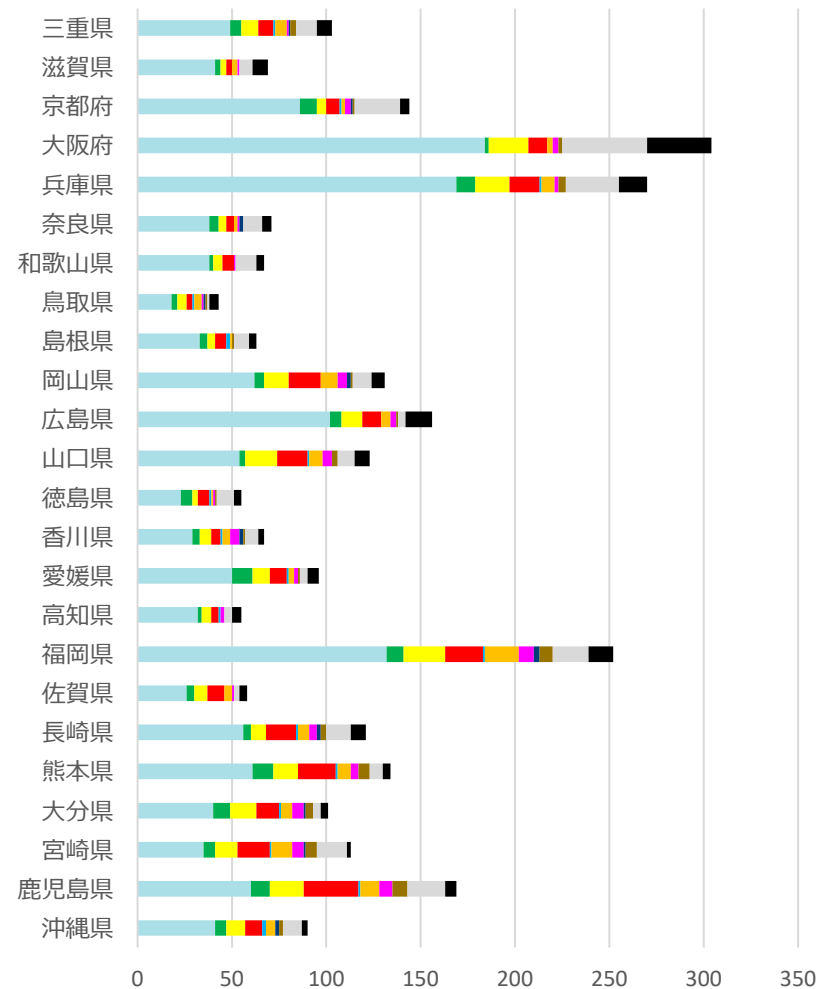
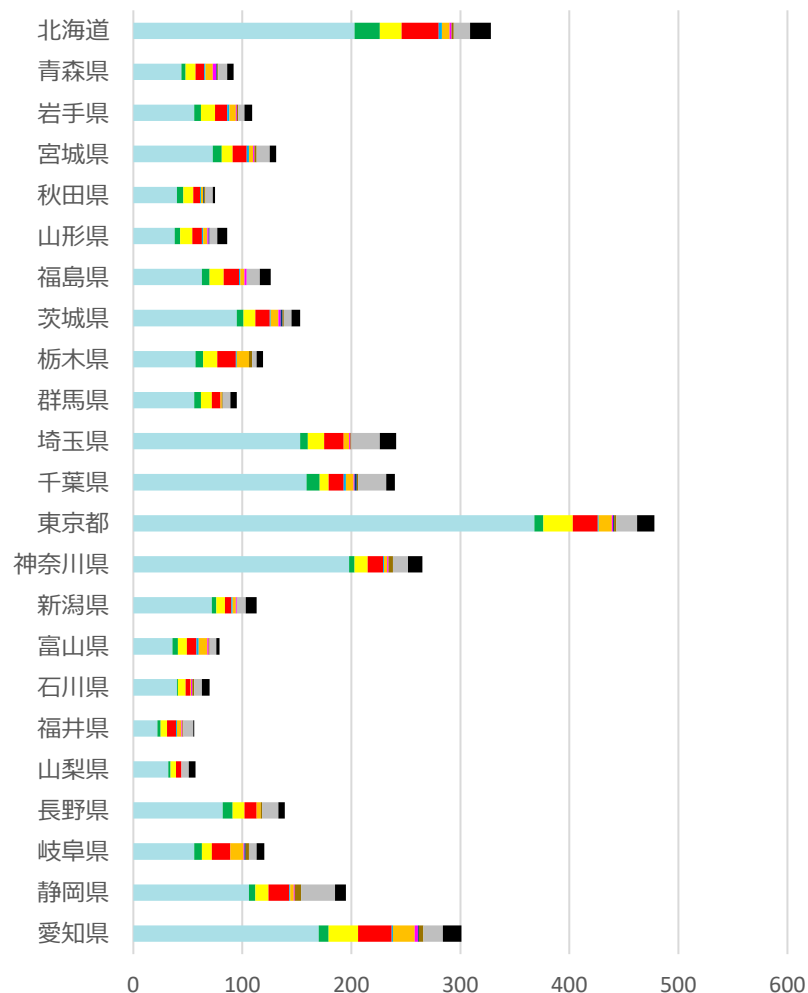
高等学校の学科数の推移

(全日制・定時制課程)



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

都道府県別 学科数 [令和 6 年度]



- ・本科のみ
- ・全日制、定時制、全定併設（通信制は除く）の合計数
- ・国立、公立、私立の合計数

普通科 農業 工業 商業 水産 家庭
 看護 情報 福祉 その他 総合学科

（出典）文部科学省「令和 6 年度学校基本調査」

高等学校の生徒数〔令和6年度〕

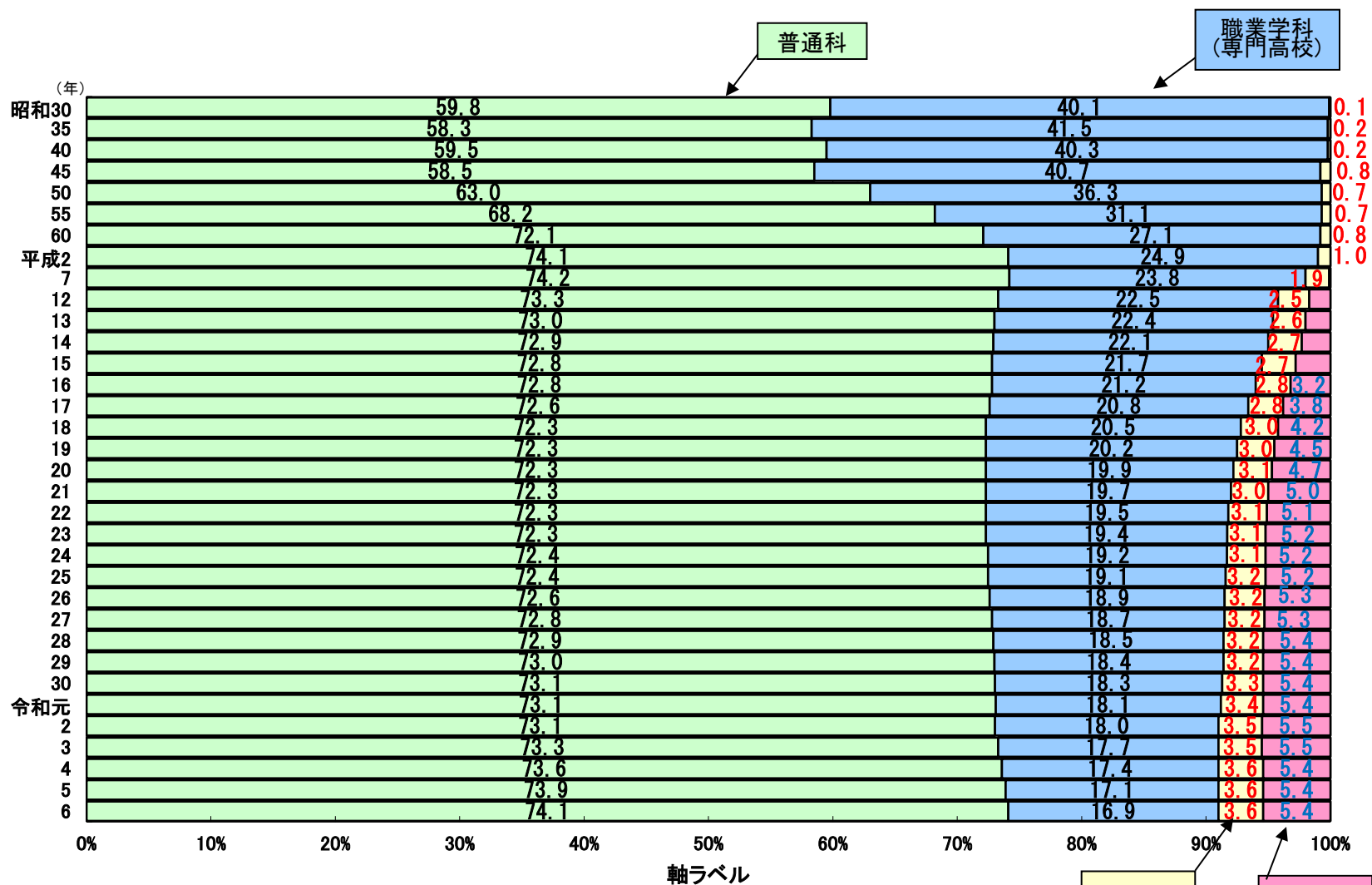
(人)

学科		国立	公立	私立	合計
普通科		6,513	1,241,220	899,236	2,146,969
専門教育を主とする学科	専門学科	575	417,713	72,068	490,356
	農業		66,827	236	67,063
	工業	575	176,614	22,523	199,712
	商業		136,047	25,290	161,337
	水産		7,087	0	7,087
	家庭		20,623	13,379	34,002
	看護		3,151	8,502	11,653
	情報		2,846	379	3,225
	福祉		4,518	1,759	6,277
	その他	110	84,034	20,448	104,592
総合学科		838	145,033	10,569	156,440
合計		8,036	1,888,000	1,002,321	2,898,357

※「その他」の学科は、専門教育を主とする学科のうち「農業」～「福祉」に関する学科以外の学科（理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係など）の合計

（出典）文部科学省「令和6年度学校基本調査」

高等学校学科別生徒数割合の推移



※ 「総合学科」は平成6年度より制度化。

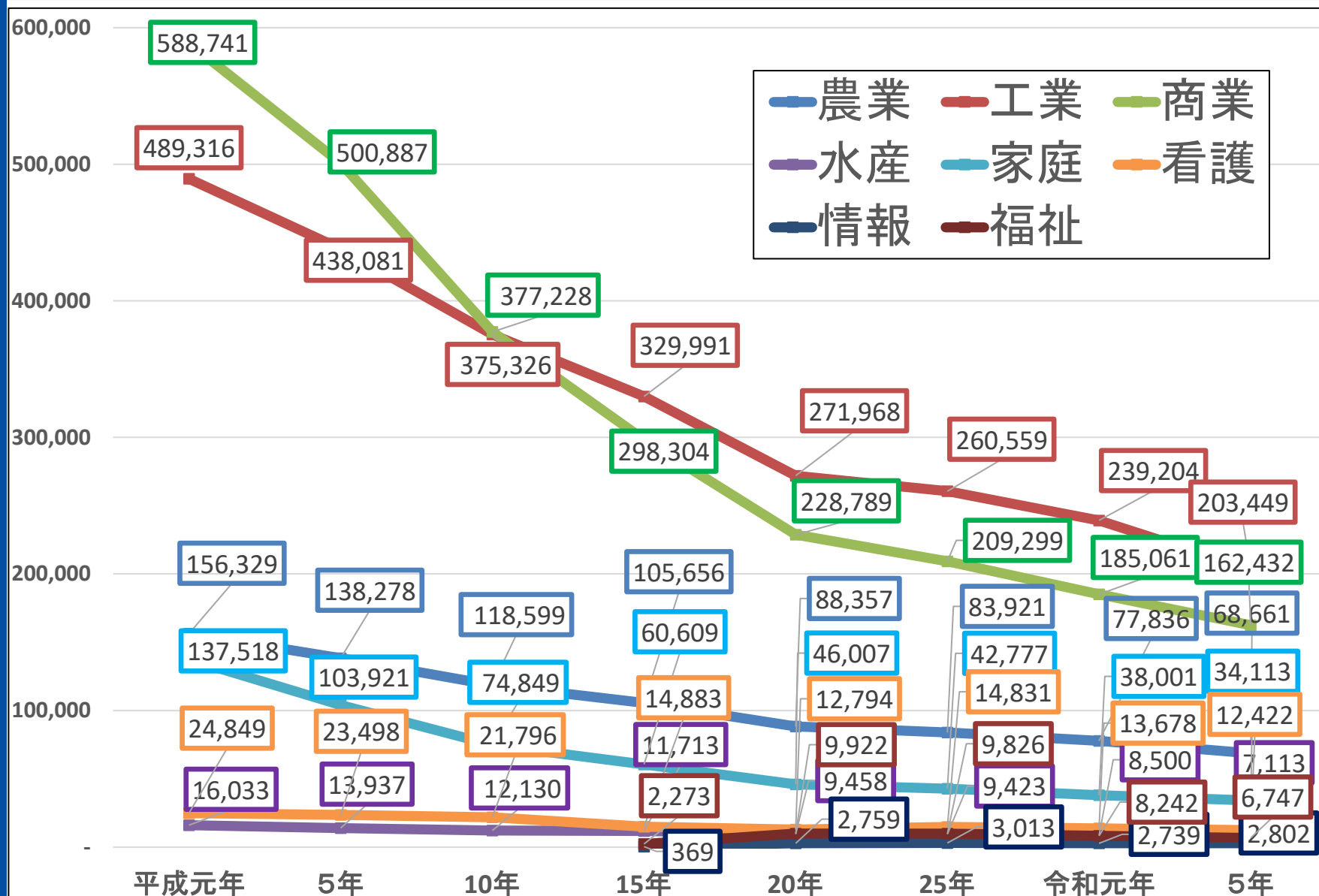
※ 「その他の専門学科」には、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係等の学科がある。

(出典)文部科学省「令和6年度学校基本調査」

高等学校 学科別生徒数の推移

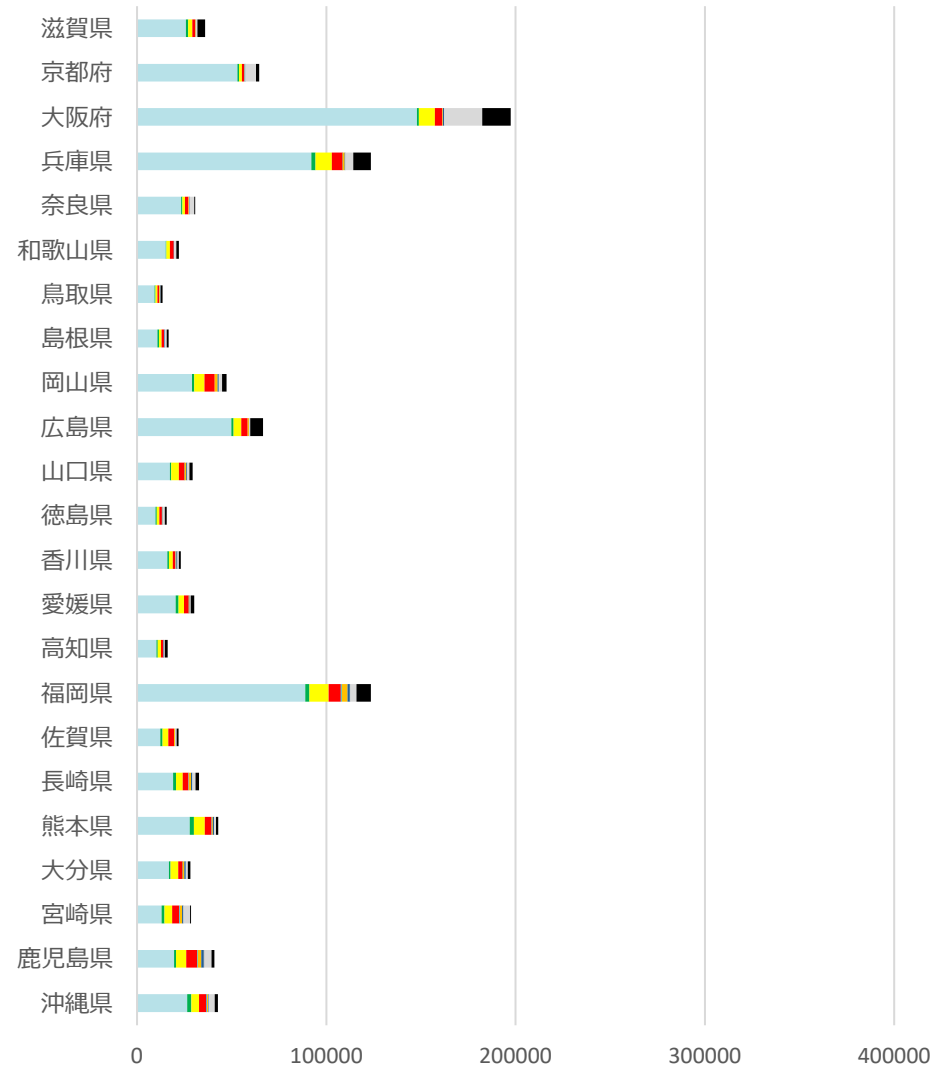
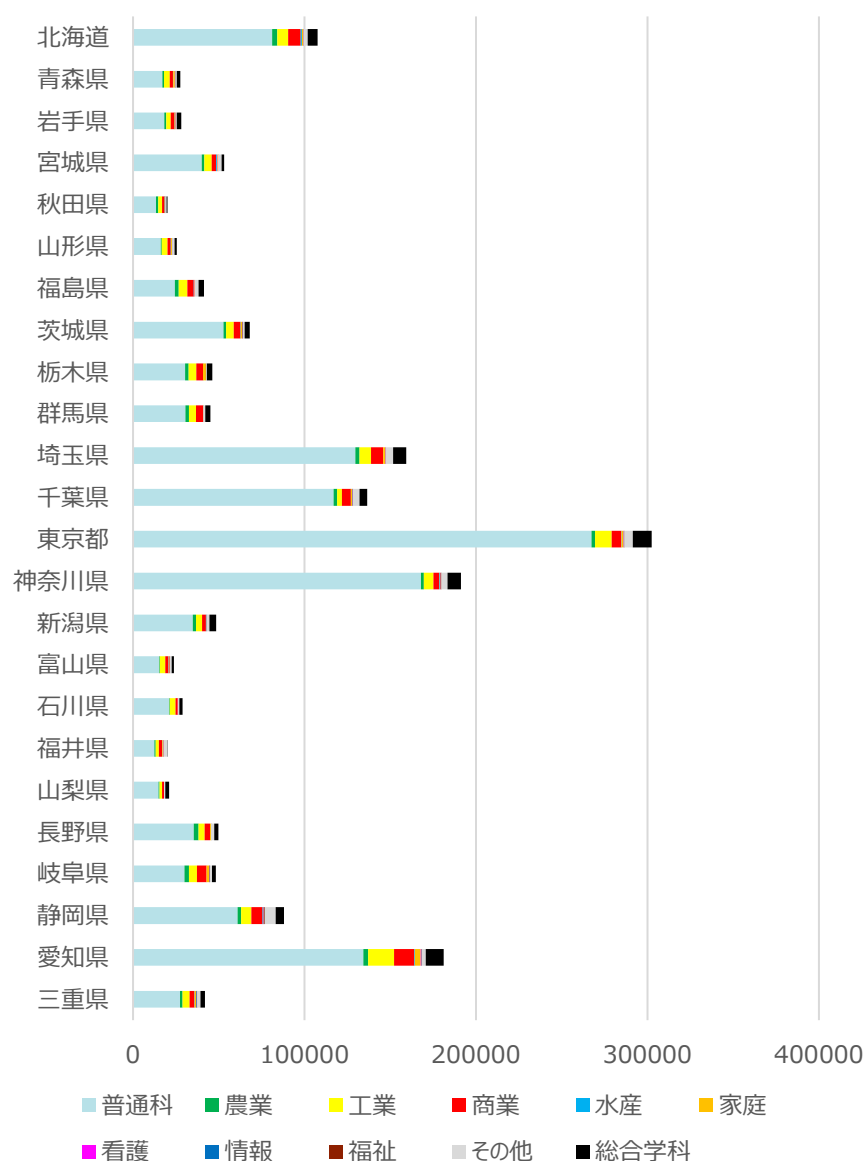
(全日制・定時制課程)

専門学科



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

都道府県別 生徒数〔令和6年度〕：学科別生徒数



- ・本科のみ
- ・全日制、定時制(通信制は除く)の合計数
- ・国立、公立、私立の合計数

(出典) 文部科学省「令和6年度学校基本調査」

専攻科のある学校数及び生徒数 [推移]

年度	学校数				生徒数			
	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立
令和6年度	134	0	68	66	8,265	0	2,721	5,544
令和4年度	135	0	68	67	8,683	0	2,968	5,715
令和元年度	134	0	67	67	9,037	0	2,895	6,142
平成20年度	142	1	80	61	8,401	57	3,079	5,265
平成10年度	124	1	74	49	7,255	72	2,843	4,340
平成元年度	119	1	69	49	5,846	133	2,387	3,326

※ 全日制、定時制、併置の合計

(出典) 文部科学省「学校基本調査」